

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住民相談室 戸籍係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍・住民相談室	
個人情報ファイルの利用目的	本籍を有するものの身分関係を登録し、公に証明する	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 名、4 生年月日、5 父母、6 続柄、7 身分事項、8 戸籍事項	
記録範囲	本籍を有する者	
記録情報の収集方法	届出等に基づき戸籍システムファイルに記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町役場住民課	
	(所在地) 〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 1 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住民相談室 戸籍係

個人情報ファイルの名称	除籍簿	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍・住民相談室	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍記録者全員が除籍したものや、戸籍全部が削除された公簿	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 名、4 生年月日、5 父母、6 続柄、7 身分事項、8 戸籍事項	
記録範囲	戸籍簿から除籍された者	
記録情報の収集方法	届出等に基づき戸籍システムファイルに記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町役場住民課	
	(所在地) 〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 1 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住民相談室 戸籍係

個人情報ファイルの名称	改製原戸籍簿	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍・住民相談室	
個人情報ファイルの利用目的	戸籍法の改正により書き換えられた前の戸籍の公簿	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 名、4 生年月日、5 父母、6 続柄、7 身分事項、8 戸籍事項、9 消除日、10 改製理由	
記録範囲	戸籍法の改正により書き換えられた前の戸籍簿か	
記録情報の収集方法	法改正に基づき戸籍システムファイルに記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町役場住民課	
	(所在地) 〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 1 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住民相談室 戸籍係

個人情報ファイルの名称	戸籍簿(戸籍の附票)	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍・住民相談室	
個人情報ファイルの利用目的	本籍を有するものの住民票の経歴を記録し、公に証明する	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 名、4 生年月日、5 父母、6 続柄、7 身分事項、8 戸籍事項	
記録範囲	本籍を有する者	
記録情報の収集方法	届出等に基づき戸籍システムファイルに記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町役場住民課	
	(所在地) 〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 1 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住民相談室 戸籍係

個人情報ファイルの名称	除籍簿(戸籍の除附票)	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍・住民相談室	
個人情報ファイルの利用目的	除かれた戸籍に在籍する者の住民票の経歴を記録し、公に証明する	
記録項目	1 本籍、2 筆頭者、3 名、4 生年月日、5 住所、6 通知日、7 編製日	
記録範囲	本籍を有する者	
記録情報の収集方法	届出等に基づき戸籍システムファイルに記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町役場住民課	
	(所在地) 〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 1 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住民相談室 住民係

個人情報ファイルの名称	個人番号カード発行名簿一覧	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍・住民相談室	
個人情報ファイルの利用目的	個人番号カード交付事務を行うため	
記録項目	1 通し番号、2 受信日、3 地域区分、4 住所、5 方書、6 氏名、7 通知日、8 受取期限、9 受領日、10 受取場所、11 年度、12 備考	
記録範囲	個人番号カード発行、交付者	
記録情報の収集方法	カード交付時にエクセルファイルに記録	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町役場住民課	
	(所在地) 〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 1 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 戸籍・住民相談室 住民係

個人情報ファイルの名称	印鑑登録原票（本庁登録分）	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 戸籍・住民相談室	
個人情報ファイルの利用目的	印鑑登録事務を行うため	
記録項目	1 登録印影、2 氏名、3 生年月日、4 性別、5 住所、6 登録番号、7 登録年月日、8 再交付年月日、9 改製年月日、10 個人番号、11 除印年月日、12 除印事由、13 備考	
記録範囲	印鑑登録申請者	
記録情報の収集方法	本人、代理人、保証人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町役場住民課	
	（所在地）〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル）	☒ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 1 0 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課環境衛生対策室 環境衛生係

個人情報ファイルの名称	犬登録システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課環境衛生対策室	
個人情報ファイルの利用目的	畜犬及び所有者情報を管理するため	
記録項目	1 所有者氏名、2 所有者住所、3 電話番号、4 登録番号、5 登録年月日、6 犬の種類、7 犬の毛色、8 犬の性別、9 犬の名前、10 犬の生年月日、11 犬の所在地、12 予防注射の実施記録	
記録範囲	犬の所有者	
記録情報の収集方法	本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町住民課	
	(所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 月 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 年金・保険室 国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	療養の給付等に関するファイル	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 年金・保険室	
個人情報ファイルの利用目的	療養の給付等に関する事務を行うため	
記録項目	1 被保険者番号、2 世帯主名、3 被保険者氏名、4 被保険者生年月日、5 被保険者性別、6 被保険者カナ氏名、7 世帯主郵便番号、8 世帯主住所、9 電話番号、10 個人番号、11 診療年月、12 家族区分、13 処理年月日、14 診療内容区分、15 レセプト請求点数、16 給付割合、17 医療機関、18 診療科、19 診療開始年月日、20 診療実日数、21 初診の有無、22 特定疾病請求有無、23 公費医療種別、24 公費医療対象点数、25 被保険者負担額、26 公費医療受給者番号、27 請求誤り区分、28 連合会審査減点点数、29 町民税有無、30 所得把握、31 受診医療機関都道府県、32 診療年月、33 高額医療費総額、34 高額保険者負担、35 高額公費医療他方優先額、36 高額公費医療国保優先額、37 高額被保険者負担額限度額、38 高額一般被保険者分支給額、39 高額課税世帯区分、40 高額多数回該当区分、41 前期高齢高額負担割合、42 出産一時金請求者氏名、43 分娩者氏名、44 生産・死産、45 出生時氏名、46 出生時性別、47 出生生年月日、48 出生時世帯主との続柄、49 出産一時金支給金額、50 葬祭費請求者氏名、51 死亡者氏名、52 死亡者性別、53 死亡者生年月日、54 請求者との続柄、55 葬祭年月日、56 葬祭場所、57 支給年月日、58 支給口座情報	
記録範囲	国民健康保険者世帯主、加入者、及び国民健康保険加入者であって資格喪失者	
記録情報の収集方法	医療機関が作成し保険者に請求した診療報酬明細書及び各種届書（療養費申請書、高額療養費支給申請書、葬祭費支給申請書、出産一時金支給申請書等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町住民課 （所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	

行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	高額療養費申請、国保療養費申請、国保葬祭費・出産一時金申請、高額介護合算申請、外来年間合算申請、不当利得関係、市町村事務処理標準システム、保険者向け集配信システム、電子帳票システム、国保総合システム

作成日（最終修正日）：令和4年11月10日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課 年金・保険室 国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	被保険者資格等の認定に関するファイル	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 年金保険室	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者資格等の認定に関する事務を行うため	
記録項目	1 被保険者番号、2 世帯主名、3 被保険者氏名、4 被保険者生年月日、5 被保険者性別、6 被保険者カナ氏名、7 世帯主郵便番号、8 世帯主住所、9 電話番号、10 個人番号、11 医療資格取得年月日、12 医療資格喪失年月日、13 医療国保加入年月日、14 学遠証該当区分、15 学遠証該当年月日、16 被保険者負担割合、17 負担割合変更年月、18 資格取得事由、19 資格取得届出年月日、20 資格喪失届出日、21 資格喪失事由、22 前年度町県民税額、23 被保険者総所得、24 今年度但書所得、25 証交付年月日、26 証交付区分、27 証交付事由、28 証有効期限、29 証回収年月日	
記録範囲	国民健康保険者世帯主、加入者、及び国民健康保険加入者であって資格喪失者	
記録情報の収集方法	国民健康保険異動届及び各種申請書（証再交付申請書、限度額適用認定申請書、限度額適用・標準負担額減額認定書等）	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会、医療保険者向け中間サーバー	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町住民課	
	(所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	

備考	
----	--

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・年金・保険室・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	ADWORLD宛名管理システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の徴収、還付及び医療給付の支払	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 性別、6 続柄、7 送付先氏名、8 送付先住所、9 登録口座、10 納税管理人、11 宛名番号、12 世帯番号、13 世帯員	
記録範囲	本人、世帯員、納税管理人	
記録情報の収集方法	本人、世帯員、親族、納税管理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町総務課	
	(所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2611-1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和4年10月26日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・年金・保険室・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	ADWORLD収納・滞納管理システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の徴収、口座振替依頼データの作成	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 税額、4 督促額、5 延滞金、6 収納額、7 滞納額、8 領収年月日、9 収納年月日、10 賦課年度、11 賦課対象年度、12 通知書番号、13 宛名番号、14 滞納額、15 徴収方法、16 納付方法、17 還付発生額、18 還付済額、19 充当済額、20 還付未済額、21 振替不能履歴、22 生年月日	
記録範囲	納税義務者本人	
記録情報の収集方法	納税義務者本人、金融機関等の収納代行者	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町総務課	
	(所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 0 月 2 6 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・年金・保険室・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	THINK TAX 滞納管理システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の徴収	
記録項目	1 納税義務者氏名、2 納税義務者住所、3 税額、4 督促額、5 延滞金、6 収納額、7 滞納額、8 領収年月日、9 収納年月日、10 賦課年度、11 賦課対象年度、12 通知書番号、13 宛名番号、14 滞納額、15 差押履歴、16 納付方法、17 還付履歴、18 交渉履歴、19 勤務先、20 保険証交付状況、21 世帯・関連者、22 生活保護受給有無、23 電話番号、24 生年月日	
記録範囲	納税義務者本人	
記録情報の収集方法	納税義務者本人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町総務課 (所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 0 月 2 6 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・年金・保険室・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	ADWORLD国保賦課システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	国民健康保険税の賦課徴収	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 世帯課税区分、4 軽減判定所得額、5 通知書番号、6 保険証番号、7 世帯番号、8 電話番号、9 国保適用期間、10 加入・脱退事由、11 世帯加入人数、12 宛名番号、13 加入者氏名、14 性別、15 生年月日、16 続柄、17 税申告有無、18 収入、19 所得、20 損失額、21 控除額、22 総所得、23 課税標準額、24 固定資産税額、25 加入期間、26 税額、27 徴収方法、28 振替口座 ※12～25については加入者個人のものを含む	
記録範囲	納税義務者本人	
記録情報の収集方法	納税義務者本人、公用請求により官公署等	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町総務課 （所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用2 6 1 1－1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 0 月 2 6 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・年金・保険室・国民健康保険係

個人情報ファイルの名称	特定健診等データ管理システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	特定健康診査・特定保健指導事務を行うため	
記録項目	1 国保険被保険者情報（国保被保険者氏名、被保険者住所、被保険者ｶ氏名、被保険者番号、生年月日、性別）、2 健診・保健指導結果情報、3 受診券の送付情報	
記録範囲	国民健康保険被保険者	
記録情報の収集方法	本人、健診委託業者、国保連合会	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町住民課	
	（所在地）〒679-5380 佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 11 月 1 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課年金・保険室・後期高齢者医療係

個人情報ファイルの名称	兵庫県後期高齢者医療広域連合電算処理システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する事務を行うため。	
記録項目	1 統一コード、2 個人番号、3 被保険者番号、4 氏名、5 住所、6 電話番号、7 生年月日、8 死亡日、9 性別、10 住登外情報、11 外国人情報、12 介護保険者番号、13 転入元住所、14 転出先住所、15 送付先住所、16 資格取得履歴情報、17 資格取得年月日、18 資格取得事由、19 資格喪失年月日、20 資格喪失事由、21 住所地特例該当年月日、22 住所地特例非該当年月日、23 世帯情報、24 世帯変更後情報、25 世帯変更年月日、26 世帯変更届出日、27 生活保護履歴情報、28 生活保護状況、29 生活保護開始年月日、30 生活保護廃止年月日、31 被保険者証交付年月日、32 被保険者証交付事由、33 被保険者証有効期限、34 被保険者証一部負担金の割合、35 被保険者証回収年月日、36 被保険者証回収事由、37 賦課管理番号、38 調定年度、39 賦課年度、40 賦課情報、41 賦課開始日、42 賦課更正年月日、43 賦課更正事由、44 賦課決定年月日、45 所得割率、46 賦課の基となる所得金額、47 所得割額、48 均等割額、49 算出額、50 軽減額、51 年保険料額、52 減免額、53 徴収方法、54 特別徴収停止情報、55 特別徴収不能情報、56 特別徴収変更情報、57 収納台帳（収納年度）、58 収納台帳（収納明細）、59 収納台帳（納付実績）	
記録範囲	被保険者、世帯員	
記録情報の収集方法	住民登録者は住民基本台帳システムの移動情報と連動し、即時更新する。住民登録以外の者は被保険者等の届出によりその都度更新する。 その他の特定個人情報とは申請、届出、兵庫県後期高齢者医療広域連合システムとの連携等により必要に応じてその都度更新する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	兵庫県後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣（日本年金機構）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町住民課 （所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	-
備考	

作成日（最終修正日）：令和４年１１月４日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課年金・保険室・後期高齢者医療係

個人情報ファイルの名称	後期高齢事務支援システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	高齢者の医療の確保に関する法律及びこの法律に基づく条例による後期高齢者医療に関する事務を行うため。	
記録項目	1 統一コード、2 個人番号、3 被保険者番号、4 氏名、5 住所、6 電話番号、7 生年月日、8 死亡日、9 性別、10 住登外情報、11 外国人情報、12 転入元住所、13 転出先住所、14 送付先住所、15 資格取得年月日、16 資格喪失年月日、17 資格喪失事由、18 住所地特例該当年月日、19 住所地特例非該当年月日、20 世帯情報、21 世帯変更後情報、22 世帯変更年月日、23 生活保護履歴情報、24 生活保護状況、25 生活保護開始年月日、26 生活保護廃止年月日、27 賦課管理番号、28 調定年度、29 賦課年度、30 賦課情報、31 賦課開始日、32 賦課更正年月日、33 賦課更正事由、34 賦課決定年月日、35 算出額、36 軽減額、37 年保険料額、38 減免額、39 徴収方法、40 特別徴収停止情報、41 特別徴収不能情報、42 特別徴収変更情報、43 収納台帳（収納年度）、44 収納台帳（収納明細）、45 収納台帳（納付実績）	
記録範囲	被保険者、世帯員	
記録情報の収集方法	兵庫県後期高齢者医療広域連合システムとの連携等により必要に応じてその都度更新する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	兵庫県後期高齢者医療広域連合 厚生労働大臣（日本年金機構）	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町住民課 （所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	

作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	

作成日（最終修正日）：令和４年１１月４日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課年金・保険室・後期高齢者医療係

個人情報ファイルの名称	保険料当初賦課決定通知書送付一覧	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課	
個人情報ファイルの利用目的	保険料当初賦課決定通知の整合性チェック	
記録項目	1 氏名、2 住所、3 電話番号、4 生年月日、5 性別、6 続柄、7 送付先氏名、8 送付先住所、9 登録口座、10 被保険者番号	
記録範囲	被保険者	
記録情報の収集方法	被保険者、世帯員、兵庫県後期高齢者医療広域連合	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 佐用町住民課	
	(所在地) 〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2 6 1 1 - 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 (電算処理ファイル)	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 4 年 1 1 月 4 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・年金・保険室・国民年金係

個人情報ファイルの名称	国民年金ファイル	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課 年金・保険室	
個人情報ファイルの利用目的	国民年金事務に使用するため	
記録項目	1 氏名、2 カナ氏名、3 生年月日、4 性別、5 郵便番号、6 住所、7 電話番号、8 資格取得日、9 資格取得事由、10 種別、11 資格喪失日、12 資格喪失事由、13 付加年金申出日、14 付加年金取消し日、15 免除期間、16 免除理由、17 免除申請届出日、18 進達日、19 給付裁定日、20 給付決定日、21 障害年金等級、22 未支給年金手続	
記録範囲	国民年金加入者及び加入者であった者	
記録情報の収集方法	各種届書（資格取得、免除等）、日本年金機構から提供された資料	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	日本年金機構	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町住民課	
	（所在地）〒679-5380 兵庫県佐用郡佐用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号 （電算処理ファイル）	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第 21 条第 7 項に該当する ファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

作成日（最終修正日）：令和 年 月 日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】住民課・年金・保険室・福祉医療係

個人情報ファイルの名称	福祉医療システム	
行政機関等の名称	佐用町長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	住民課年金・保険室	
個人情報ファイルの利用目的	福祉医療助成事業に関する資格認定、給付事務等に利用	
記録項目	1 受給者（氏名、生年月日、性別、住所、転入前の住所、郵便番号、宛名番号、世帯番号、受給者番号）、2 世帯主氏名、3 世帯員（氏名、生年月日、受給者との続柄）、4 扶養義務者（氏名、生年月日、住所、受給者との続柄）、5 健康保険（被保険者氏名、種別、記号、番号、保険者名称、保険者番号、資格取得年月日）、6 身体障害者手帳（番号、級、交付年月日、障害名、次期判定日）、7 療育手帳又は判定書（番号、判定結果、交付年月日、次期判定日）、8 精神保健福祉手帳（番号、級、交付年月日、有効期限）、9 口座振込金融機関（名称と支店名、預金峻別、口座番号、口座名義人）、10 母子（なった理由、認定日、児童扶養手当等の証書番号）、11 収入（総収入額、課税所得、所得種類、課税控除額、社会保険料、扶養人数、課税額）、12 負担区分、13 資格（取得日、喪失日）、14 医療機関（名称、医療費、食事療養費、一部負担金、要介護度）	
記録範囲	0 歳～18 歳までのこども及びその保護者 65 歳～69 歳までの方及びその世帯員 身体障害者手帳 1 級または 2 級を持たれる方及び保護者、扶養義務者 精神障害者手帳 1 級をお持ちの方及び保護者、扶養義務者 療育手帳 A をお持ちの方及び保護者、扶養義務者 児童扶養手当を受けている方及び世帯員	
記録情報の収集方法	本人、住民基本台帳システム	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	兵庫県国民健康保険団体連合会及び兵庫県社会保険診療報酬支払基金	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）佐用町住民課 （所在地）〒679-5380 用町佐用 2611 番地 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル処理ファイル）
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	

行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—
備考	乳幼児等医療費助成事業、高校生等医療費助成事業、高齢期移行助成事業、重度障害者医療助成事業、母子医療助成事業、高齢重度障害者医療助成事業

作成日（最終修正日）：令和４年１１月１０日